

標 題：

日本籍 SOLAS 非適用船の安全管理
システム審査について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 371

Date: 平成12年 8 月 1 日

関係船主、船舶管理会社、造船所 各位殿

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日本国政府は、海上人命安全条約(以下、SOLAS と云う)が適用されない船舶及びこれを管理する会社について、申込により認定を行う「船舶安全管理認定書等交付規則」を平成12年7月27日に運輸省告示第274号として告示し、同日から施行したことは、ご既承の通りであります。

弊会では、従前から旅客船を除く日本国籍 SOLAS 適用船について、安全管理システムの審査を行い、日本国政府の権限の下に、本会が証書発行を行っております。又、SOLAS 非適用船(国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶)についても、弊会独自に SOLAS を準用して審査し、ボランタリー証書の発行を行っておりましたことは、ご既承の通りであります。

今般、上記告示の施行に伴い、同告示に沿った SOLAS 非適用船についての弊会規則を制定し、本年8月1日から実施することと致しましたのでお知らせ致します。尚、SOLAS 適用船については、従前と変更はありませんので申し添えます。

本件に関し、ご不明な点がございましたら、本会船舶管理システム審査室 (Tel: 03-5226-2034/ Fax: 03-5226-2030) までお問い合わせください。

敬具

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思つて情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。